

報告第 2 号

令和 5 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について

別紙事業について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

令和5年度 飛騨市国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	繰越資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	往診車購入事業	4,400,000	0	3,102,000			3,102,000	1,298,000		車両の納品に期間を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
合 計			4,400,000	0	3,102,000			3,102,000	1,298,000		